

第21回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月28日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)
3. 出席委員 18名
4. 欠席委員 0名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第7号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第8号	現況証明願いについて
日程第4	議案第9号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第5	議案第10号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第21回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は18名であります。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により、議長において、9番 吉田 義明 委員、10番 今村 昭仁 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成31年2月28日の総会以降の業務で、報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 会議関係について

(1) 3月6日～14日(水～木) 平成31年第1回大樹町議会定例会
役場4階議場 会長出席

(2) 3月15日(金) 尾田地区農地等交換分合事業権利者集会
尾田地域コミュニティーセンター
地権者10名、推進委員7名出席

(3) 3月15日(金) 現地調査 特別班
現況証明1件

(4) 3月19日(火) 一般社団法人北海道農業会議第86回総会
札幌市 第2水産ビル 会長出席

2. 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

農地所有適格法人報告書について、11法人から提出があり、書類等の内容については、いずれも完備されておりましたので、書類を受理し、添付資料「法人要件確認書」のとおり報告致します。

以上で業務報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第7号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第7号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は10件でございます。申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第7号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計95,926㎡のうち70,437㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

解約年月日 2019年3月25日

土地の引渡し日 2019年3月25日

解約事由 合意による解約

契約年月日 2014年4月23日

農業経営基盤強化促進法による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。

農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第7号、番号1番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは、番号2番から9番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号2番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計46,147㎡のうち25,489㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

解約年月日 2019年3月25日

土地の引渡し日 2019年3月25日

解約事由 合意による解約

契約年月日 2014年7月1日

農業経営基盤強化促進法による貸貸借

番号3番

所在 (地番) 以下計5筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計132,191㎡

貸付人 (地区) (氏名)
借受人 (地区) (氏名)
解約年月日 2019年3月11日
土地の引渡し日 2019年3月11日
解約事由 合意による解約
契約年月日 2015年7月31日
農業経営基盤強化促進法による貸貸借

番号4番

所在 (地番) 以下計2筆
登記簿地目 畑
現況地目 畑
面積 合計40,734㎡
貸付人 (地区) (氏名)
借受人 (地区) (氏名)
解約年月日 2019年3月12日
土地の引渡し日 2019年3月12日
解約事由 合意による解約
契約年月日 2016年8月25日
農業経営基盤強化促進法による貸貸借

番号5番

所在 (地番) 1筆
登記簿地目 畑
現況地目 畑
面積 49,669㎡
貸付人 (地区) (氏名)
借受人 (地区) (氏名)
解約年月日 2019年3月12日
土地の引渡し日 2019年3月12日
解約事由 合意による解約
契約年月日 2010年4月1日
農業経営基盤強化促進法による貸貸借

番号6番

所在 (地番) 1筆
登記簿地目 畑
現況地目 畑

面積 43,878 m²
貸付人 (地区) (氏名)
借受人 (地区) (氏名)
解約年月日 2019年3月15日
土地の引渡し日 2019年3月15日
解約事由 合意による解約
契約年月日 2016年5月1日
農業経営基盤強化促進法による賃貸借

番号7番

所在 (地番) 1筆
登記簿地目 畑
現況地目 畑
面積 49,229 m²のうち20,536 m²
貸付人 (地区) (氏名)
借受人 (地区) (氏名)
解約年月日 2019年3月15日
土地の引渡し日 2019年3月15日
解約事由 合意による解約
契約年月日 2018年4月1日
農業経営基盤強化促進法による賃貸借

番号8番

所在 (地番) 1筆
登記簿地目 畑
現況地目 畑
面積 138,302 m²のうち34,582 m²
貸付人 (地区) (氏名)
借受人 (地区) (氏名)
解約年月日 2019年3月15日
土地の引渡し日 2019年3月15日
解約事由 合意による解約
契約年月日 2018年5月29日
農地法第3条による賃貸借

番号9番

所在 (地番) 1筆
登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 89,059㎡のうち19,654㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

解約年月日 2019年3月15日

土地の引渡し日 2019年3月15日

解約事由 合意による解約

契約年月日 2018年4月1日

農業経営基盤強化促進法による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。

農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第7号、番号2番から9番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは、番号10番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号10番

所在 (地番) 1筆
登記簿地目 畑
現況地目 畑
面積 138,302㎡のうち5,000㎡
貸付人 (地区) (氏名)
借受人 (地区) (氏名)
解約年月日 2019年3月15日
土地の引渡し日 2019年3月15日
解約事由 合意による解約
契約年月日 2014年7月1日
農業経営基盤強化促進法による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。

農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第7号、番号10番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長 再開致します。
日程第3、議案第8号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第8号 現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは1件でございます。申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第8号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 1筆

面積 5,321㎡

登記簿地目 山林

利用状況 普通畑

判定地目 畑

申請者及び所有者 (地区) (氏名)

現地調査 2019年3月15日 特別班 穀内 班長

この案件は、登記簿地目を現況地目に変更登記するための申請でございます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番について、特別班 班長より、報告を求めます。

特別班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番

議案第8号、現況証明について報告いたします。

穀内委員

(地区)の(申請者)から申請のありました、山林から畑への現況証明であります。3月15日に特別班にて現地調査を実施しております。申請地は、畑としての利用に支障となるものがなく、畑として利用されていることから、申請のとおり畑であると班では判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第8号、現況証明願いについての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開致します。
日程第4、議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。
今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は2件でございます。内容は、農業者年金受給伴う賃貸借が1件、交換耕作に伴う賃貸借が1件でございます。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。
以上で提案説明を終わります。

議長

それでは1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号1番

権利 賃貸借権

所在 (地番) 以下25筆

登記簿地目 畑及び牧場

現況地目 畑及び採草放牧地

面積 合計 4 2 6, 5 5 2 m²のうち 4 2 6, 3 2 3 m²

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

申請事由 貸主 所有農地の貸付け

借主 経営規模の拡大

借主の経営状況

自作地 1, 4 1 2, 2 6 7. 2 5 m²

借入地 2, 7 6 2, 1 0 7. 0 0 m²

合計 4, 1 7 4, 3 7 4. 2 5 m²

借主の家畜の状況

預託牛 2, 5 0 0 頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 輪作

賃貸借 10年間

賃料 1, 2 7 8, 9 6 9 円 10 a 当り 3, 0 0 0 円

地区担当委員 吉田 義明 委員

1 番は経営移譲に伴う賃貸借の案件となります。

番号 2 番

権利 賃貸借権

所在 (地番) 以下 5 筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 1 3 2, 1 9 1 m²

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

申請事由 貸主 相手方の希望

借主 経営規模の拡大

借主の経営状況

自作地 4 1 4, 2 5 1. 0 0 m²

借入地 1, 5 1 2, 2 8 7. 3 2 m²

合計 1, 9 2 6, 5 3 8. 3 2 m²

借主の家畜の状況

乳牛 770頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付（予定）作物 一部連作

賃貸借 10年間

賃料 945,000円 10a当り7,150円

地区担当委員 穀内 和夫 委員

2番は輪作に伴う賃貸借の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番について地区担当委員より報告を求めます。

吉田 義明 委員から報告願います。

9番

議案第9号、番号1番について報告いたします。

吉田（義）

貸主の経営移譲に伴う農地の賃貸の案件になります。

委員

申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

次に、番号2番について地区担当委員より報告を求めます。

穀内 和夫 委員から報告願います。

13番

議案第9号、番号2番について報告いたします。

穀内委員

（地区）の（貸主）から（地区）の（借主）への賃貸借の案件であります。内容としましては、輪作に伴う賃貸案件となります。

申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第9号、番号1番から2番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
日程第5、議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。
今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は16件でございます。内容は、新規の使用貸借が1件、賃貸借が6件、一般更新の賃貸借9件でございます。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。
以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 49,569m²のうち40,000m²

利用権 使用貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 無償

始期 2019年4月1日 終期 2020年3月31日 1年間

新規

地区担当委員 牧田 日出男 委員

番号2番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計82,253m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り6,300円

始期 2019年4月1日 終期 2019年8月31日 5ヶ月間

新規

地区担当委員 牧田 日出男 委員

番号3番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 49,229m²のうち20,536m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り6,300円

始期 2019年4月1日 終期 2019年8月31日 5ヶ月間

新規

地区担当委員 吉田 洋一 委員

番号4番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 89,059m²のうち19,654m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り6,300円

始期 2019年4月1日 終期 2019年8月31日 5ヶ月間

新規

地区担当委員 吉田 洋一 委員

番号5番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 138,302m²のうち39,582m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 年額197,000円

始期 2019年4月1日 終期 2019年8月31日 5ヶ月間

新規

地区担当委員 吉田 洋一 委員

番号6番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計98,312m²のうち62,004m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 6,000円

始期 2019年4月1日 終期 2020年3月31日 1年間

新規

地区担当委員 片岡 文洋 委員

1番と6番につきましては、輪作に伴う新規の貸付案件となります。

2番から5番につきましては、交換分合事業に伴う借主の変更の案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に1番から2番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます
牧田日出男委員より報告を求めます。

15番

議案第10号、1番と2番について報告します。

牧田委員

1番の案件は新規の案件で、(貸付人)から輪作を行うために農用地利用集積の申し出があったものです。地区で利用調整を行った結果、申し出のとおり貸借することで決定しました。

2番の案件については、対象地は交換分合事業により(借受人)が取得予定の農地であります。所有者、元の借主、取得予定者の3者で協議していただき、今年については(借受人)が利用することで決定いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に3番から5番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます。

吉田 洋一 委員より報告を求めます。

12番

議案第10号、番号3番から5番について報告します。

吉田(洋)
委員

対象地は交換分合事業により借主が取得予定の農地であります。所有者、元の借主、取得予定者の3者で協議していただき、今年については借主が利用することで決定いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に6番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます。

片岡 文洋 委員より報告を求めます。

3 番

議案第 10 号、6 番について報告します。

片岡委員

この案件は新規の案件で、(貸付人)が(借受人)と交換耕作をするために農用地利用集積の申し出があったものです。地域で利用調整を行い、申し出のとおり賃貸することで決定しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 10 号、番号 1 番から 6 番について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長代理

再開致します。

続きまして、番号 7 番から 8 番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号 7 番

所在 (地番) 1 筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 24,354 m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 5,500円

始期 2019年4月1日 終期 2021年7月30日 2年4ヶ月間

新規

地区担当委員代理 片岡 文洋 委員

番号 8番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 26,800㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 6,000円

始期 2019年4月1日 終期 2029年3月31日 10年間

更新

7番につきましては、貸主から農用地利用集積の申し出があった新規の案件となります。

8番につきましては、更新の案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長代理

内容の説明が終わりました。

次に7番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます。

片岡 文洋 委員より報告を求めます。

3番

議案第10号、7番について報告いたします。

片岡委員

この案件は新規の案件で、(貸付人)から農用地利用集積の申し出があったものです。地域で利用調整を行い、隣接農地を利用している(借受人)に貸し付けることで決定しました。賃料は周辺農地の価格を参考に10a当り5,500円とし、両者に提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長代理

報告が終わりました。

番号8番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第10号、番号7番から8番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

議長

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

続きまして、番号9番から16番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号9番

所在 (地番) 以下計4筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計135,864㎡のうち67,892㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り6,000円

始期 2019年4月1日 終期 2020年3月31日 1年間

更新

番号10番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 98,735 m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 5,000円

始期 2019年4月1日 終期 2024年3月31日 5年間

更新

番号 11番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 6,499 m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 2,100円

始期 2019年4月1日 終期 2024年3月31日 5年間

更新

番号 12番

所在 (地番) 以下計 5筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 139,764 m²のうち 133,515 m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 年額 720,000円

始期 2019年4月1日 終期 2024年3月31日 5年間

更新

番号 13番

所在 (地番) 以下計 3筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計83,695㎡のうち63,582㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り3,000円

始期 2019年4月1日 終期 2022年3月31日 3年間

更新

番号14番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計50,112㎡のうち39,040㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り5,000円

始期 2019年4月1日 終期 2024年3月31日 5年間

更新

番号15番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 39,061㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り6,000円

始期 2019年4月1日 終期 2021年3月31日 2年間

更新

番号16番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 22, 126 m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 6, 300 円

始期 2019年4月1日 終期 2019年8月31日 5ヶ月間

更新

9番から16番につきましては、更新の案件となります。なお、16番につきましては、交換分合対象地となっておりますので、こちらのケースでは取得予定者ではなくて元の借主が今年1年間使うことになっておりますので、更新することとなりました。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

番号9番から16番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第10号、番号9番から16番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。
次に連絡事項に入ります。
事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、4月25日、木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第21回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成31年3月28日

会 長 金野正喜

委員 (番) 吉田義明

委員 (番) 今村昭仁